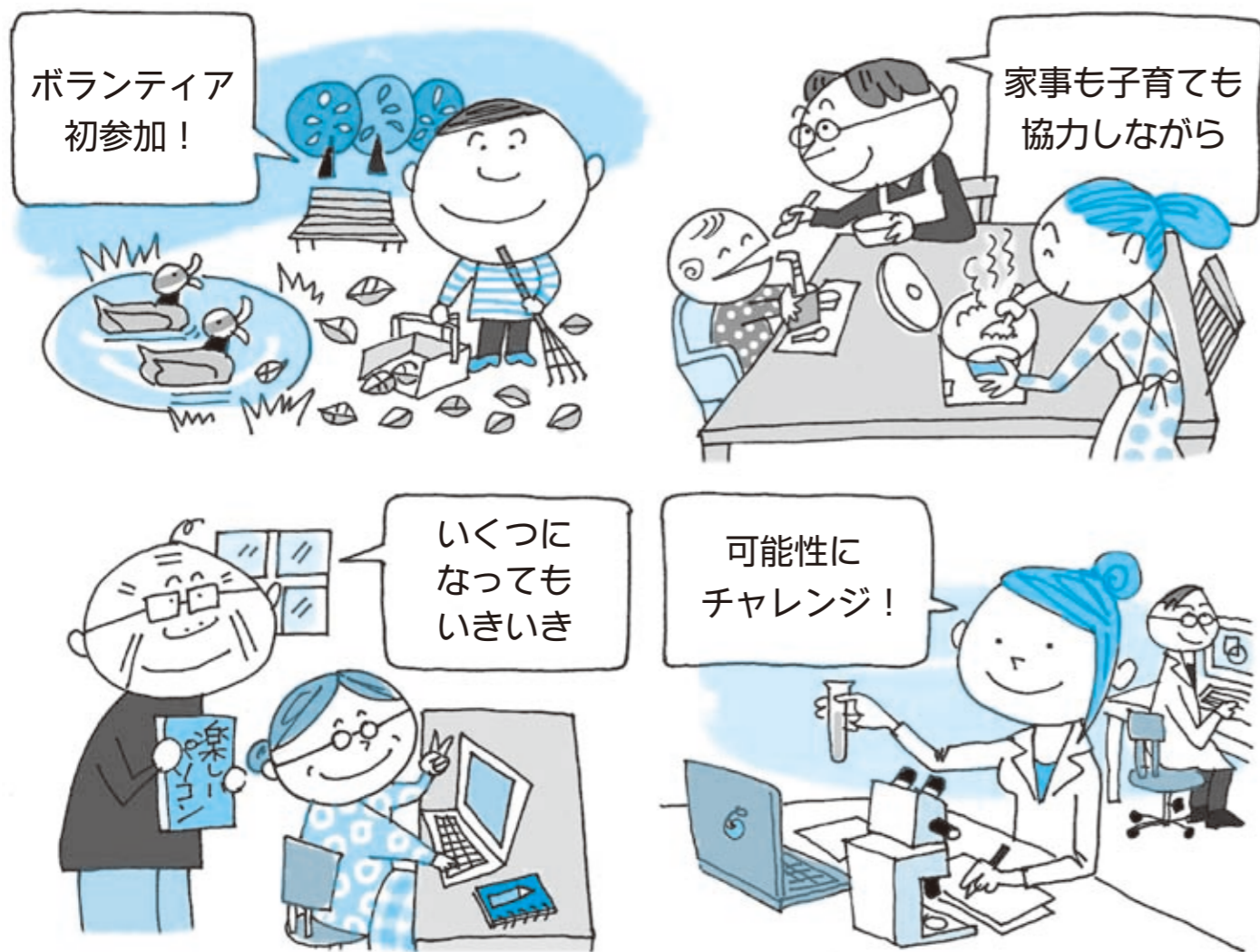


ぱわっと

2009
vol. 29

特集 「男女共同参画社会」って、どんな社会？

男女が対等なパートナーとして、尊重しあい支えあう。一人ひとりの個性と能力が発揮できる。仕事も子育ても楽しめる。そんな誰もがいきいき暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、身近なことからチャレンジしてみませんか。



情報コーナー

男女共同参画センターの紹介

男女共同参画センターを利用したことがありますか？

センターでは、各種講座の開催、女性のための相談、学習支援などのための無料託児サービス(ほっとタイムサービス)などを行っています。

◇**開館時間**
月曜～土曜日/9時～19時
日曜日/9時～17時

◇**休館日**
年末年始(12月29日～1月3日)、
毎月第1火曜日(館内点検日)

ほっとタイムサービス

学習支援・就労支援の無料託児サービスです。クリエイトホール内の生涯学習センター図書館・生涯学習センター及び男女共同参画センターを利用して学習する方、また、八王子市ご情報館で仕事探しをする方が利用できます。

◇**対象** 1～6歳の未就学児

◇**利用時間**
水・金・土曜日/9時～12時
火・木曜日/13時～17時

◇**利用方法**
男女共同参画センターで登録した後、電話または直接窓口で、利用日の予約をしてください。



女性のための相談

夫婦・家族間の悩み事、生き方や人間関係などの悩み、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安、女性の人権にかかわる法律や裁判の相談に、専門の相談員が応じます。

★専門相談・カウンセリング [要予約]

女性の専門相談員や心理カウンセラーが応じます。

| | | | | |
|----|----------------|-----------|----------|-----|
| 午前 | 水・土曜日 | 午前9時～正午 | 心理カウンセラー | 45分 |
| 午後 | 木曜日 | 午後1時～午後4時 | 専門相談員 | 30分 |
| 夜間 | 第2木曜日 第4月曜日 | 午後5時～午後8時 | 心理カウンセラー | 45分 |

★保健相談 [要予約]

| | | | |
|-------|------------------|-----|-----|
| 第3金曜日 | 午前9時30分～午前11時30分 | 保健師 | 30分 |
|-------|------------------|-----|-----|

★弁護士相談 [要予約]

| | | | |
|-------|-----------|-----|-----|
| 第4土曜日 | 午後2時～午後5時 | 弁護士 | 30分 |
|-------|-----------|-----|-----|

★電話相談 [年末年始を除く]

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話をうかがいます。

| | | | |
|-------|-----------|--------|--|
| 月～土曜日 | 午前9時～午後7時 | 相談担当職員 | |
|-------|-----------|--------|--|

お問い合わせは

相談専用電話

☎042-648-2234

相談は無料です。お気軽にどうぞ。
個人の秘密やプライバシーは固く守ります。

DVホットライン八王子

女性のための電話相談

☎042-648-9580

毎週月曜日/午前9時～12時
名乗らなくてもかまいません。秘密は厳守します。

女性の参画状況推移

| 区分 | 17年 | 割合 | 18年 | 割合 | 19年 | 割合 |
|---------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 審議会 等数 | 86 | | 81 | | 76 | |
| (内女性を 含む数) | 76 | 88.4 | 70 | 86.4 | 64 | 84.2 |
| 委員数 | 1,336 | | 1,317 | | 1,269 | |
| (内女性 委員数) | 481 | 36.0 | 485 | 36.8 | 458 | 36.1 |

※数値は各年度末

ご意見・ご感想は、男女共同参画センターまでお寄せください。

★電話・FAX★
TEL) 042-648-2230
FAX) 042-644-3910

★メール★
b050900@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市の行政審議会等委員への女性の参画状況

審議会等委員への女性の参画については、18年度の36.8%、19年度は36.1%とほぼ横ばいになっています。審議会ではまだ、女性委員数が0というところも見受けられます。市民として男性も女性も同じように行政サービスを受けているのに、行政の方針を決定する審議会に女性が一人もいないのはとても残念なことです。女性の声を市政に活かすためには、女性の参画が必要です。今後積極的に女性委員の登用を進める努力をします。

なぜ、男女共同参画が必要なの？

これまで私たちの社会には「男性は生活を支えるもの」「女性は家庭を守るもの」という考え方がありました。そのため、男性は働くことが中心で、家事をしたり、子育てをするなど、家庭生活にかかわる余裕がありませんでした。一方、女性は自分のやりたい仕事に就いても、結婚や子育てのために仕事を続けられず、社会で自分の力を発揮する機会がなかなかありませんでした。

また、少子高齢社会の日本では、家庭・職場・地域などの様々な分野に男女が共に参画し、支えあっていかなければなりません。そこで、男女が共に支えあい、様々な分野で個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められているのです。

実際は女性が担っている割合が多いのが現状です。

その一つには、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識があるからです。八王子市の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成19年度)でも、性別役割分担意識を肯定する人が約6割と、否定を上回っています。

その一方で、共働き家庭は年々増えていきます(データA)。「男女共同参画白書」(平成19年、データB)では、共働き夫婦の「家事・育児・介護等」の合計時間は、夫が33分であるのに対し、妻が3時間25分と、女性の負担が大きい結果となっています。

男性も子育てをしたい

また、前出の調査によると、5歳未満児のいる夫の育児時間は、わずか30分です。国際的にみても、イギリス1時間30分、ドイツ1時間、スウェーデン1時間12分などと比べてかなり少ないのです。背景には、家事・育児は女性の役目とする分担意識があるだけでなく、男性の長時間労働が大きく影響しています。つまり男性は、家事・育児にかかわりたくてもその時間がもてないのです。

共に支えあってこそ、充実した家庭を築けるもの。固定的な性別役割分担意識をなくし、仕事と生活のバランスのとれた働き方を実現していくことが求められます。

家庭編

支えあっていきいき暮らす

男は仕事、女は家庭？

若い世代を中心に「家事も子育ても共に担っていききたい」という人が増えていますが、

職場編

自分の力を発揮して働きたい



働き続けられない女性

社会に出たら、自分の力を発揮して働きたい。そんな希望をもって就職しても、職場では男女の差がみられます。

一つは、結婚や子育てがきっかけで、仕事をやめざるを得ない女性が多いのです。女性の雇用形態を見ると、子育て期にあたる30代以降は、正社員の割合が下がり、パートやアルバイトなどの非正規雇用の割合が高くなっています。40歳以降は正社員を上回っています(総務省「労働力調査」平成19年、データC)。

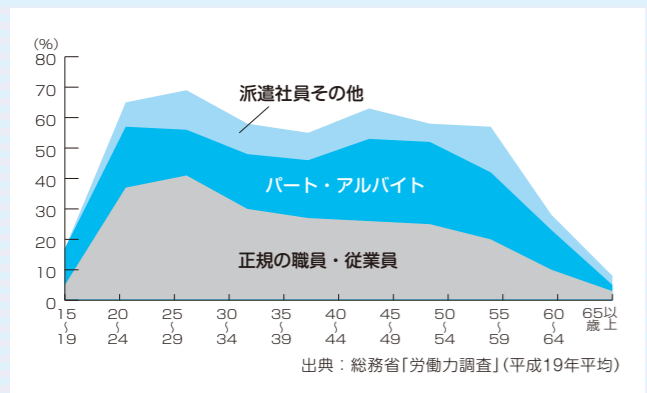
非正規雇用は仕事と家庭を両立しやすい反面、賃金が低く、身分も不安定で、キャリアを積むことも難しい。また、正社員として再就職したくても、現状では厳しいのです。できるなら、正社員として仕事を続けたかったという女性も多いのではないのでしょうか。

男女が対等に働ける職場

男女の差は、賃金や昇進・昇格などにもみられます。男性一般労働者の所定内給料(1ヶ月当たり)を100とした場合、女性一般労働者は66.9です(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」平成19年)。また、管理職の多くが男性で、係長相当職でも女性は1割強しかいません(データD)。さらに、平成18年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万件を超え、そのうち女性からの相談が7割を占めます。女性を対等なパートナーとしてみなさない職場風土があるからです。

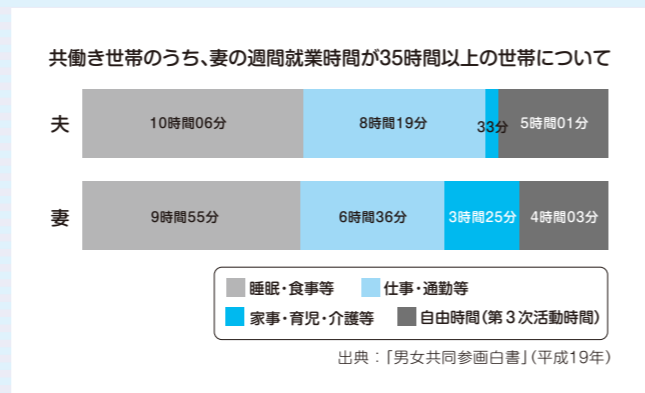
男女が共に活躍し、いきいき働ける職場にしていくには、企業が女性の能力を発揮する機会をつくること、また女性も積極的にチャレンジする姿勢が大切です。

[データC] 女性の雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者割合



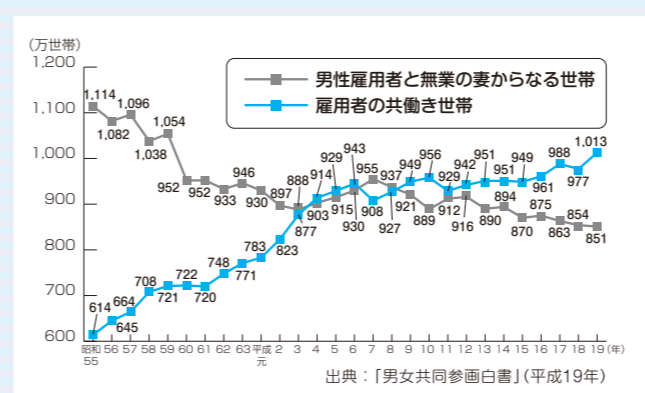
子育て期以降、女性はパート・アルバイトで働く／子育て期の30代以降、パート・アルバイト率が高くなり、その後も割合が高いのは、中途採用ではなかなか正社員の職に就けない現状が関係している。

[データB] 夫婦の生活時間



少ない女性の自由時間／共働き世帯のうち、妻の週間就業時間が35時間以上の世帯では、妻の「家事・育児・介護等」時間が長い「自由時間」は少なく、夫の5時間1分に対し、妻は4時間3分となっている。

[データA] 共働き世帯数の推移



共働き世帯が主流に／かつては「サラリーマンと専業主婦世帯」が主流で、「共働き世帯」は614万世帯しかなかった。しかし、平成4年には逆転、19年には1,013万世帯となり、現在も増加傾向に。

データに見る男女共同参画の現状



チャレンジ！男女共同参画

できることから始めよう

男女共同参画は、決して特別なことではありません。
家庭や職場で、地域で実践している市民や企業の
取り組みについて紹介します。



毛利栄三さん

大和ハウス工業(株)南多摩支店勤務

家庭にも配慮した働き方が
できる職場環境を

家 事も、働いている以上、家庭にかかわる時間は限られます。そこで、「八王子市子育て応援企業」である当社では、働きやすい環境「100の100」にて、「ホームホリデー制度」を設けています。これは、家族との時間を持つことなどを目的に、3か月に1日の有給休暇を義務づけるもので、2007年度は約1万2000人の社員が取得しました。みなさん、妻の誕生日、子どもの参観日や運動会など、家族のための休暇として利用しているようです。私は自分でできない家事をするために利用しました。わずかな時間でも妻は「助かる」と言ってくれますし、子どもとふれあう時間が持て、私もリフレッシュできます。このほか、出産時に男性社員が5日間休暇を取得できる「ハローパパ制度」、最大3年間取れる「育児休業制度」がありますが、誰もが利用できる制度にしていくには、上司や同僚の理解はもちろん、休暇の取りやすい職場風土をつくるのが大切だと思います。

生続けられる仕事かしたいと思いついて、この仕事に就きました。社内では女性の研究職第一号です。当時は今ほど女性が活躍できる環境が整っていませんでしたが、前例がなかったのかえって自分らしさを発揮して働くことができました。現在、基礎技術部長を務めています。長い間勤めてこられたのは、この仕事で生活していくという強い決意があったからだと思います。
女性の社会進出が進んだ一方、子育てのために仕事を辞める女性もみられます。しかし私は、自分のためにも子どものためにも働き続けてほしいと思います。私の子は超未熟児でしたが、主治医の先生は、私に仕事を続けることを勧めてくれました。そのほつが過保護にならず丈夫に育つからで、おかげ様で今では1日も休まず元気に学校に通っています。仕事は生きる源です。男女共同参画社会の第一歩は、自分のために働き続けること。自分が働くことで社会に貢献するんだという意識を持つて働いていきたいですね。



唐木幸子さん

オリンパス(株) 研究開発センター勤務

仕事は生きる源。
自分らしく生きるために働く



水崎知代さん

八王子市教育委員会委員

地域にも男女の視点が必要。
勇気を出してチャレンジ！

子どもたちを地域ぐるみで守り育てる輪を広げたいの思いから、PTA会長、青少年対地区委員会会長、主任児童委員など、様々な役職をやらせていただきました。教育委員会委員に応募したのは、これらの経験から学んだことを活かしたいと思ったからです。
女性の場合、学校や地域の活動に参加され活躍されていても、会長などの「長」の役となると、遠慮される方が多いようです。私も初めは、自分に務まるかと不安でした。でも実際やってみると、人との出会いも増え、自分の世界も広がり、よい経験になりました。地域は、様々な世代の方が協力しあい助けあって築かれています。活動の輪を広げるには、地域においても男性と女性の両方の視点が必要です。気負わず、みなさんに支えていただくという気持ちで取り組み、どなたでもできると思います。みなさんも声をかけられたときは、よい経験ができるチャンスと捉えて、ぜひ引き受けてみてください。

地域
編

みんなでご参画していきける
暮らしやすいまち



地域も男女で支えあって

まちづくりには、住民の協力が欠かせません。それには様々な立場の人が参加できるよう、イベントや会合などを開催する曜日や時間を、考慮する必要があります。また、自治会などのリーダーは男性が主で、女性はわずかです。一つには、「責任のある

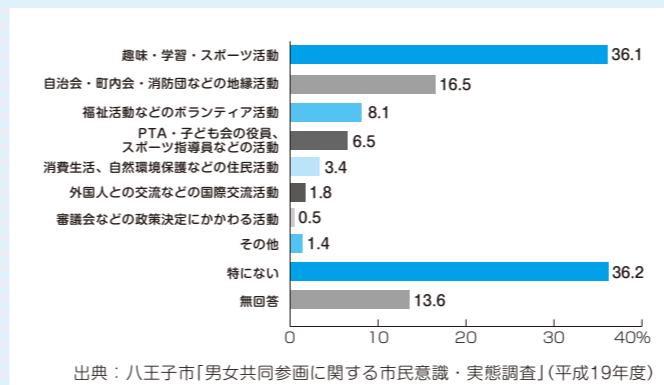
役職は男性のほつがふさわしい」「女性が男性の上に立つのは気が引ける」などの意識があるからです。その役職に適任かどうかは、性別ではなく、個人の適正や能力によって判断されることではないでしょうか。
誰もが自分らしく生きられる社会を築いていくには、男女両方の意見が必要です。女性も社会の一員として、物事を決定する場に積極的に参画することが求められます。

地域の居場所ありますか？

仕事一筋に生きてきた人にとって、地域は馴染みのうすい場所かもしれません。しかし、第二の人生をいきいき過ごすには、地域での交流を深めていくことが大切です。サークル、ボランティア活動などにも積極的に参加することで、仕事以外の新しい人との出会いがあり、これまでとは違った経験が得られるはずです(データE)。

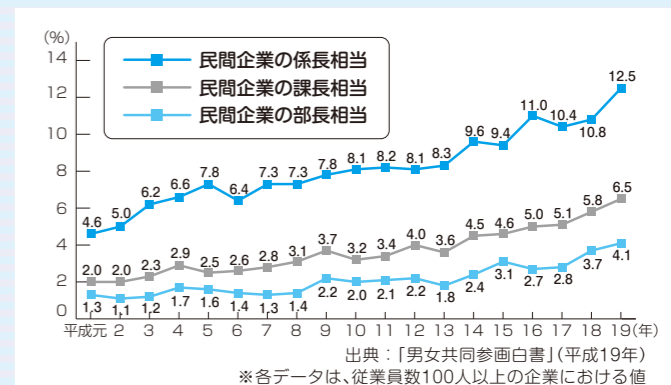
「男女共同参画社会」といって、とても堅苦しくて、身近なこととして感じられないかもしれません。しかし、自分を変えるのも、社会を変えるのも、私たち自身。その実現は、私たち一人ひとりの一歩から始まるのです。これまでの慣習や生き方にとらわれずに、踏み出してみませんか。

[データE] 市民活動への参加状況



参加率が低い地域活動 / 参加率は、「趣味・学習・スポーツ活動」が最も多く、次いで自治会などの地縁活動が多い。また、「特になし」と答えた、活動に参加していない人も3割以上にのぼる。

[データD] 役職別管理職に占める女性割合の推移



働く女性が増えても管理職は男性 / 働く女性は増え、勤続年数も伸びている。しかし、民間企業の管理職に占める女性の割合は、係長相当で12.5%、課長相当で6.5%、部長相当で4.1%と、極めて少ない。



平成 21 年度～平成 25 年度 「男女が共に生きるまち八王子プラン(第2次)」 素案に関するご意見を募集!



市は、「男女が共に生きるまち八王子プラン」の計画期間が平成 20 年度までであることから、平成 21 年度以降の行動計画を策定します。
市民のみなさんの意見を反映するため、計画素案を公表し、ご意見を募集します。

計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために、八王子市の行動計画として示すものです。
また、この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に定められた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の為の施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)を兼ねるものです。
さらに、八王子市基本計画「八王子ゆめおりプラン」との整合性を保ち、その個別計画として策定するとともに、他の個別計画との整合性を図り策定しています。

重点的な取り組み

男女平等意識啓発のより一層の推進

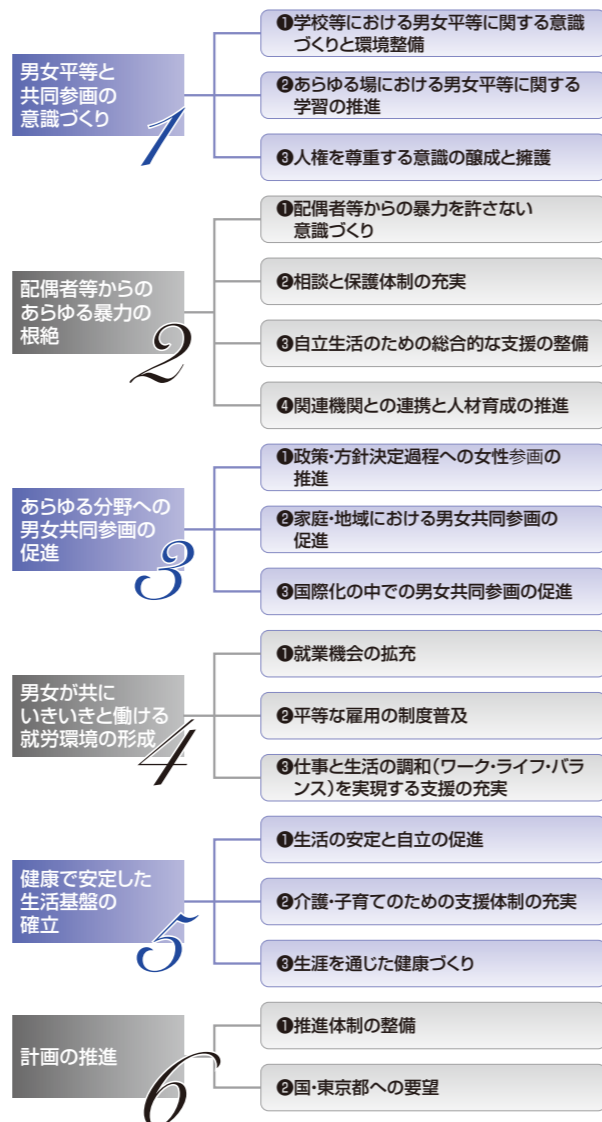
根強く残る固定的な性別役割分担意識をなくし、性別や世代にかかわらずすべての市民が男女共同参画の意義について理解を深めていけるよう、啓発活動をより一層推進していきます。

配偶者等からの暴力防止の推進

被害者のほとんどを占める女性への暴力を許さない地域社会づくりをめざし、被害者の視点に立った相談や緊急一時保護、自立への総合的な支援体制など、配偶者等からの暴力防止対策をより一層推進していきます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女ともに仕事と生活の調和を取ることが、男女共同参画社会の実現につながります。自分らしい生き方を選択でき、仕事と子育て、介護、地域活動などが両立できる社会をめざして、支援を一層推進していきます。



ご意見はこちらまで

ご意見と住所・氏名(必須)を明記の上、2月13日(必着)までに直接持参・郵送・ファックス・Eメールのいずれかでお寄せください。

[送付先] 八王子市市民活動推進部男女共同参画課
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール8階
電話: 042-648-2230 FAX: 042-644-3910
Eメール: b050900@city.hachioji.tokyo.jp

素案の閲覧場所

各事務所(14か所)、各市民センター(17か所)、各図書館(5か所)、男女共同参画センター、市役所5階市政資料室の計38か所に置くほか、市ホームページでもご覧いただけます。
市HP <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

*いただいたご意見は、計画策定のうえで参考にさせていただきます。意見の概要・市の見解や計画への反映内容については、後日、市ホームページなどで市民の皆さんに公表します。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんのでご了承ください。



池上 彰

ジャーナリスト

男女が一緒につくる
社会がめざすのは、
一人ひとりが
個人として尊重され
自己実現できる社会。

「男女共同参画社会」を わかりやすくしよう

私は、難しい言葉があるという意味から考えるようにしています。「男女共同参画社会」の中でも、「参画」はわかりにくい言葉です。「参加」ならわかるけれど、という人も多いのではないのでしょうか。では、なぜ参加ではなく参画なのかを考えると、参画の「参」は一緒に「画」は計画する。つまり、一緒に計画をつくって行くことなのだと解釈できます。

なぜ、男女一緒にいる 社会がいいのか

理由は二つあります。一つは、女性も社会に参加する機会を得るほづがよいからです。人間の幸せとは、一人ひとりが個人として尊

なければならぬという、根本的な発想の転換が「男女共同参画社会」という言葉になったと私は解釈しています。
男女で一緒につくる社会が目指すのは、性別で差別されることなく、一人の人間として様々なことが判断されたり、実行できる社会です。「白人か黒人かではなく、一つのアメリカなのだ」と演説したアメリカの次期大統領オバマさんは、黒人だからではなく、大統領にふさわしいから選ばれた。男女平等と黒人差別は違いますが、根本は同じです。

私たち一人ひとりに できること

「男女共同参画基本法」は、憲法に謳われている男女平等を実行していくためのものです。この基本法をもとに、実現に向けていま個

しかし、社会で活躍したい、社会の仕組みを変えたいと思っている人たちに、その機会が与えられないのは不幸なことです。決して健全な社会ではないと思います。
もう一つは、国にとっても有益だからです。世の中の半分を支える女性が参画しないのはもったいないと思います。少子・高齢社会を迎え、労働力人口が減っていくなかで、女性がもっと活躍するようになれば、国の活力を維持し発展することができるのです。優秀な人材が出てこれない仕組みは、社会にとって大きな損失です。

重され、自己実現できる。つまり、自分のやりたいことができる、社会の役に立つ仕事をしていると実感できることだと思います。
ただし、それは個人の自由で、家庭に入り子育てをすることが自己実現という人もいます。

池上 彰

1973年、NHKに記者として入局。地方局を経て79年に東京・報道局社会部へ。89年より首都圏向け番組「ニュースセンター845」や「イブニングネットワーク」のキャスターを、94年より「週刊こどもニュース」編集長兼キャスターを務める。05年、NHKを退局。「そなただったのか!現代史」など著書多数。

別の法律や制度が整えられている最中です。
そこで、私たちがやるべきことは、「おや、おかしいな」と思うことを行政にアピールしていく。そして、制度をつくる場に女性も積極的に参画してほしいです。
男女共同参画の実現という、私たち市民に押しつけられていると感じる人もいます。実は憲法や基本法で男女平等を命じているのは、私たち市民にだけではなく、政治家や行政に対してもなのです。私たちは、政治家や行政に対し「実現するための努力を」しなさい」という権利があるのです。
ただし、権利を主張するだけではないけません。言う側の責任もあります。自分たちの暮らしを見直していくことも必要です。ぜひ、男女平等の視点から社会をチェックしてみてください。